

## FATCAの新展開

### 1 FATCAの概要

FATCAは、2010年3月18日にオバマ大統領の署名により成立した法案（H.R.2847：the Hiring Incentives to Restore Employment Act）の一部である「外国口座税務コンプライアンス法（FATCA：Foreign Account Tax Compliance Act）」のことである。

FATCAにおける主たるポイントとして、次の2つを上げることができる。

- ① 課税年度中に個人が外国に50,000ドルを超える資産を有する場合、米国における申告書に、銀行口座の場合には金融機関名及びその所在地、証券等の場合には発行者名とその所在地等の書類を添付する義務を課したことである（内国歳入法典第6038D条）。これは、米国における個人所得税申告に関する事項である。
- ② 外国金融機関に対して米国民口座の情報を米国財務省に報告することにしたことである。外国金融機関がこの報告を行わない場合、当該金融機関に対して所定の米国国内源泉所得（米国企業から当該外国金融機関への利子、配当等）となる支払いに30%の源泉徴収が課されることになっている（内国歳入法典第1471条）。外国金融機関がこの30%源泉徴収を回避したいのであれば、米国財務省の間に所定の報告義務に関する契約（agreement）を締結し、契約締結後、当該金融機関は、米国民口座の情報を米国財務省に報告する義務を負うことになり、源泉徴収課税が免除される。

### 2 日米間における銀行口座情報交換の共同声明

2012年6月21日に金融庁、財務省、国税庁は、米国の財務省と共に、「米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）実施の円滑化と国際的な税務コンプライアンスの向上のための政府間協力の枠組みに関する米国及び日本による共同声明」を発表した。

この背景には、米国人等が、外国金融機関に口座を設けて脱税等による資金を隠蔽しているケースが後を絶たない現状に対する対策の必要性で認識を日米両国において共有したことがある。緊急避難を要する事項として、FATCAによる外国金融機関（この場合は日本の金融機関）へ課された義務を履行するために、日本の国内法との抵触を避け、かつ、FATCAによる外国金融機関に対して課される課税強化及び罰則等を回避することである。このことは、米国において事業活動を行う金融機関が米国市場に存在し続けるための方策である。

なお、提供される情報として、米国民口座に関する口座所有者名称、口座残高、利子・配当等の年間受取額等が米国の内国歳入庁へ報告されることになる。また、金融機関からの情報提供要請に対して不同意の者もいることになるが、この者については、日米租税条約の情報交換規定に基づいて租税条約実施特例法に規定する調査権限により情報を入手して米国に情報を提供することになる。

### 3 FATCAにおける提供情報の内容

2013年10月に開催された政府税制調査会〔国際課税関係〕におけるOECD租税委員会議長の

# Topics of International Taxation

浅川雅嗣氏提供の資料によれば、FATCAにおける提供情報の内容、欧州5か国（英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン）の米国FATCAへの対応資料があったことから、これらの資料を参考として、FATCAの日本以外への進展等を検討する。

FATCAにおける提供情報として、口座保有者を特定する事項として、口座保有者が米国人である場合、事業体であれば、その名称・所在地・米国納税者番号、個人であれば、氏名・住所・米国納税者番号が特定事項となる。また、口座保有者が米国人が支配する事業体である場合、事業体の名称・所在地・米国納税者番号、当該事業体を支配する米国人の氏名・住所・米国納税者番号が特定事項となる。これ以外に、口座番号、口座開設をしている金融機関名等の他に、口座における年末の残高、当該口座に支払われた利子、配当等の総額が提供される情報となる。

## 4 欧州におけるFATCAの展開

日本は比較的早い段階から米国への銀行口座情報提供に同意したが、米国人等の銀行口座を多く保有するスイスの銀行の動向が注目されたのである。2013年9月10日の日本経済新聞夕刊に、スイス下院が上院に続きFATCAの政府間協定を批准したことで、その後に最終的手続きが終了すれば、2014年夏に施行が見込まれる同協定により、スイスは、米国に米国人の銀行口座情報を提供することになることが報道された。

その背景には、米国において脱税をほう助したとして多額の罰金を科され、それが原因で2013年1月に廃業に至ったスイス最古のプライベートバンクであるウェゲリン（Wegelin）銀行の事件があった。

ウェゲリン銀行は、米国において脱税をほう助したことに基因して、米国人預金者名の一部を公表したスイス最大手銀行のUBSにおける混乱に乗じて、UBSの顧客の資産を自行に勧誘し、約12億ドルの資産隠しを行ったとして起訴され、

5,780万ドルの資金の返還と罰金を支払うことで米国当局と合意したが結局廃業したのである。結果として、このような事件があったことから、スイス銀行家協会は、過去の脱税ほう助を謝罪し、各国との情報交換に応じることとなったのである。

スイス以外の国の対応として、前出の浅川氏の資料にある欧州5か国におけるFATCAの対応であるが、米国に情報を提供するスキームは基本的に日本の場合と同様である。FATCAの求める米国居住者の金融情報を提供するために、2012年2月に欧州5か国は、FATCA対応案に関する共同声明を発表した。そして、2012年7月に対応案に関する政府間取り決めのモデルが公表され、2013年4月にこれらの国の財務大臣が欧州委員会にこのモデルを多国間の自動的情報交換の基準とすることを提案している。

その後、英国、フランスは2013年7月に金融機関情報の米国への提供について国内法の整備を終えているが、他の3か国は法案未提出の状態である。

## 5 今後の課題

日本は、前出の共同声明に続いて、2013年6月11日に「米国のFATCA（外国口座税務コンプライアンス法）実施円滑化等のための日米当局の相互協力・理解に関する声明」を公表した。この第7節（相互主義的な情報交換）において、「米国は、条約の下での義務と整合的に、日本の居住者が米国の金融機関に保有する口座についての条約に基づく情報の収集及び交換の要請に応じることについて、日本の権限のある当局に対する協力を継続する。」と規定されているが、欧州における対応では、米国金融機関にある欧州5か国居住者の口座情報を5か国に送付することになっている。この件に関して、情報が不足しているが、日本の扱いが5か国とは異なるのかどうか疑問が残るのである。

中央大学商学部教授

矢内 一好